

■議案第70号 若井笠ノ川池災害復旧工事 請負契約の一部を変更する契約の締結について

【要旨】

平成27年6月10日に議会の議決を受けた「若井笠ノ川池災害復旧工事」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	若井笠ノ川池災害復旧工事（土木工事）
工 事 場 所	四万十町 若井 地内
契 約 の 金 額	86,154,840円（内消費税6,381,840円）
変更契約金額	94,371,480円（内消費税6,990,480円）
増 減 額	8,216,640円（内消費税 608,640円）
契約の相手方	有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平
主 たる 変 更 内 容	土取場の土量不足により、不足分を第2土取場から搬入することによる運搬距離の変更、及び土質試験費、支障木伐採・運搬、根株等産業廃棄物処理の追加

【変更理由】

変更項目	変更理由	変更金額 (千円)								
土取場工	当初は施工現場に近接する山林を土取場とし、盛土材を採取する計画であったが、想定以上に岩盤位置が浅く、ため池堤体盛土に適する土砂が不足することが判明したため、別途候補地を調査した結果、近隣の山林を第2土取場とし、不足分を採取することとした。この変更に伴い、不足分土量の運搬距離が変更となり、盛土材が変わることによる土質試験の追加、支障木伐採・運搬、根株等産業廃棄物処理の追加が必要となった。 <table><tr><td>必要盛土量</td><td>7, 6 0 0 m³</td></tr><tr><td>旧堤体掘削土再利用</td><td>1, 1 0 0 m³</td></tr><tr><td>第1土取場（0. 2 k m）</td><td>2, 6 0 0 m³</td></tr><tr><td>第2土取場（1. 7 k m）</td><td>3, 9 0 0 m³</td></tr></table>	必要盛土量	7, 6 0 0 m ³	旧堤体掘削土再利用	1, 1 0 0 m ³	第1土取場（0. 2 k m）	2, 6 0 0 m ³	第2土取場（1. 7 k m）	3, 9 0 0 m ³	8, 2 1 7
必要盛土量	7, 6 0 0 m ³									
旧堤体掘削土再利用	1, 1 0 0 m ³									
第1土取場（0. 2 k m）	2, 6 0 0 m ³									
第2土取場（1. 7 k m）	3, 9 0 0 m ³									

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。